**日本EU学会　国際交流助成細則**

第1条　助成の名称

　本助成の名称は「日本EU学会国際交流助成」とする。

第2条　助成の目的

　本助成では、日本EU学会の会員が、海外でのEU関連学会等において、ペーパーを提出し、報告する際、その渡航費の助成を行う。このことにより、学会の海外発信を強化することを本助成の目的とする。

第3条　助成の対象者

　申請年度に、海外のEU関連学会等で報告し、ペーパーを提出予定の本学会会員。

　助成対象の決定にあたっては若手研究者（原則的に、申請年度の4月1日で39歳未満の者）および大学院生会員を優先するが、一般会員の積極的な応募も歓迎する。

第4条　助成の概要

　毎年度の助成内容は概ね以下のとおりとする。助成内容は変更する場合がある。

1．【募集人数】

　若干名。

2．【助成費目】

　学会等の開催地までの渡航にかかる費用。申請にあたり、旅程及び旅費について、応募者は最も合理的かつ経済的な経路及び方法を選択すること。

3．【助成額】

　開催される場所に規定される。5－20万円程度を上限に原則実費とするが、応募状況等を総合的に勘案し、全額に満たない補助とする場合がある。

第5条　申請の方法

　申請の際には、所定の申請書（学会ホームページからダウンロード可能）に必要事項を記入し、以下に挙げる資料を添付して国際交流委員会まで送付すること。

　なお、審査に際して追加の資料提出を求める場合がある。

1. 日本EU学会国際交流助成申請書
2. 旅行代理店作成の日程表、運賃の見積り・請求書
3. 主催者からの学会開催通知書、または学会等の名称や情報がわかる資料
4. 報告者の氏名、タイトルが記されたパネル・プログラム、または報告を了承された

文書（主催者からのE-mail、書状、ファクスなど）

第6条　助成の採択

　　助成の採否については、申請締切から2カ月以内に決定し、通知する。

第7条　助成を受ける者の義務

　助成を受ける者は、発表を予定している報告について当該学会にペーパー（未定稿を含む）を作成することを原則とする。助成を受ける者はペーパーあるいは行った報告内容をもとに、『日本EU学会年報』、およびEUSA Asia-Pacific やその他の学会誌に投稿するよう努力するものとする。

　また、助成対象となる発表から帰国後1カ月以内に以下の書類を所定の委員会に提出するものとする。

　【国際交流委員会に提出するもの】

* + 1. 参加した国際学会の最終プログラム
    2. 領収書
    3. パスポートの写し（本人ページおよび渡航先国への出入国がわかるページ）
    4. 搭乗券の半券（航空機を利用した場合）

　【広報委員会に提出するもの】

　　参加学会での報告を1000字程度にまとめ、タイトルを付けたニューズレター用原稿

（提出された原稿のニューズレターへの採否や修正などは同委員会が決定する）。

**附則**

　本細則に定めのないことについては、日本EU学会理事会および国際交流委員会で協議の上決定する。

　本細則は、2016年4月1日より実施・適用される。

日本EU学会理事会

（2015年11月21日決定）